



NEWS (PRESS) RELEASE

令和元年 8月27日
志摩市総務部地域防災室

タイトル	高齢ドライバーへの安全運転支援事業を創設 9月議会に補正予算を上程 三重県初!!
概要	< 目的 > 近年、高齢ドライバーによる重大な交通事故が全国で急増しています。志摩市は、公共交通機関が限られており、生活上の移動手段として、自動車が必要である高齢者が多く、車の運転が必要となります。高齢ドライバーが安全に運転できるよう、安全運転支援自動車の普及を図り、高齢ドライバーの交通事故防止及び交通事故時の被害軽減を目的として、安全運転支援事業を創設します。 < 内容 > 衝突被害軽減自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された新規自動車の購入又は自己の使用する自動車に後付けでペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載する費用の一部を補助します。 < 補助要件等 > 【補助対象者】 から の全てを満たす人 志摩市内に住所を有する新車登録日又は後付け装置取付日に満70歳以上の人 有効期限内にある自動車運転免許証を保有している人 市税を滞納していない人 暴力団員でない人 【補助対象自動車】 から の全てを満たす自動車 自家用かつ乗用または貨物の用途に供するもの 自動車検査証に記載されている使用者が補助対象者であるもの 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が志摩市内であるもの 自動車の購入にあっては、令和元年11月1日以降に初めて新規登録又は初めて新規検査を受けたもの リース及びレンタルではないもの 【補助額】 新車購入においては、3万5千円



	後付けにおいては、2万円 補助金の交付は、1人1台限りです。 <実施期間> 令和元年11月1日から令和3年3月31日まで 添付資料：チラシ
お問合せ先	志摩市 総務部 地域防災課 担当 濱崎・倉野 TEL 0599-44-0203 FAX 0599-44-5252 e-mail chiikibosaishitsu@city.shima.lg.jp

高齢者安全運転支援事業補助制度 のお知らせ



1. 補助対象者

(下記の1～4の要件をすべて満たす個人の方です)

- (1) 新車登録日または後付け日に志摩市内に住所を有する満70歳以上の人
- (2) 自動車運転免許証(有効期限内)を保有している人
- (3) 新車登録日または後付け日時点で市税に滞納がない人
- (4) 暴力団員でない人

2. 補助対象自動車

- (1) 自家用かつ乗用または貨物の用途に供するものであり、リース及びレンタルではないもの
- (2) 車検証に記載されている使用者が補助対象者であるもの
- (3) 車検証に記載されている使用の本拠の位置が志摩市内であるもの
- (4) 自動車購入にあっては、令和元年11月1日以降に新規登録又は、新規検査(軽自動車)を初めて受けた(新車)もの

3. 補助金額

- (1) 衝突被害軽減自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速制御装置搭載の自動車を購入する場合・・・3万5千円
- (2) ペダル踏み間違い時加速制御装置を後付けする場合・・・2万円

補助装置は各メーカー、各車種等により異なる場合がありますので、対象の補助装置かどうかを事前によく確認してください。

補助金の交付は、1人1台限りです。

4. 申請に必要な書類

- (1) 志摩市高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 安全運転支援自動車証明書(様式第2号)
- (3) 車検証の写し及び自動車運転免許証の写し
- (4) 振込先がわかる通帳の写し
- (5) その他

5. 申請期限

令和元年11月1日以降で自動車の新車登録日又は、装置の後付け日から2カ月以内又は、同年度末のどちらか早い日

